

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務委託について
--------	-----------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（ 担当部課： 都市計画部 景観と地区計画課 ）

事業の概要

事業名	地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務
担当課	景観と地区計画課
目的	まちづくりの気運が高まっている地区やまちづくりを考える必要がある地区について、地区計画等によるまちづくりルールの策定業務支援
対象者	新宿区内各地区の土地及び建物権利者
事業内容	<ul style="list-style-type: none">●地区計画等によるまちづくりルールの策定●地域住民との協働によるまちづくりの実現に向け、まちづくり組織等の立ち上げ及び運営●地区計画等によるまちづくりルールの検討内容やまちづくり活動等の地域住民への周知●都市計画決定に向けた手続き <p>区は、地区計画等によるまちづくりルールの策定を進める新宿区内各地区の土地及び建物登記事項証明書を委託業者に提供し、委託業者は、当該地区内の土地及び建物の権利の状況の一覧リストを作成する。区は、当該一覧リストに基づき上記の地域住民への周知を行う。</p>

別紙(業務委託)

◇電子計算機による個人情報の処理委託、重要な個人情報の提供を伴う委託(第14条第1項)・・・報告事項

件名 地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務の委託について

保有課(担当課)	景観と地区計画課
登録業務の名称	地区計画等の策定に向けたまちづくり支援業務
委託先	未定
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	土地及び建物登記事項証明書の記載内容 ・土地及び建物の権利者の氏名、住所 ・土地の地番、地目、地積等 ・建物の種類、構造等
処理させる情報項目の記録媒体	紙 電磁的媒体
委託理由	地域住民との協働によるまちづくりの実現に向け、地区計画等によるまちづくりルール策定業務を進めるため。
委託の内容	区が提供する土地及び建物登記事項証明書に基づく土地及び建物の権利の状況の一覧の作成
委託の開始時期及び期限	平成23年4月上旬頃 から 以降継続 (個人情報の取り扱いについては、本審議会の報告後に行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。